

株主各位

第 33 期定時株主総会招集ご通知における
インターネット開示情報
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)

法令及び定款第 15 条の規定に基づき、第 33 期定時株主総会招集ご通知の提供書面のうち、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.niceclaup.co.jp>) に掲載することにより記載を省略した事項は次のとおりとなりますので、ご高覧賜りますよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類の第 1 号議案に関する以下の書類

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) パルの定款の定め | 2 頁～ 7 頁 |
| (2) パルの最終事業年度に係る計算書類の内容 | 8 頁～ 40 頁 |

株式会社ナイスクラップ

第1章 総則

第1条（商号）

当社は株式会社パルと称し、英文では PAL CO. , LTD. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 紳士服、婦人服、中衣類の製造、販売及び輸出入
2. 靴、ベルト、かばん、袋物、装身具の製造、販売及び輸出入
3. 日用品、家庭用品、事務用品の販売及び輸出入
4. 家具の販売及び輸出入
5. 化粧品、化粧用雑貨、美容器具の販売及び輸出入
6. スポーツ用品、娯楽用品、玩具の販売及び輸出入
7. 古物販売
8. 有価証券への投資及び運用
9. 喫茶店、レストラン及びパブの経営
10. 菓子、パン類、清涼飲料その他の軽食の販売
11. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
12. 労働者派遣事業
13. 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第4条（機関の設置）

当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は86,400,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いは取締役会の定める株式取扱規程による。

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取り扱わない。

第10条（単元未満株式の買増請求）

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

第3章 株主総会

第11条（基準日）

当社は、毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第12条（招集の時期）

当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集する。

第13条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第14条（決議要件）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第15条（参考書類等のインターネット開示）

当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告書に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第17条（員数）

当社の取締役は、20名以内とする。

第18条（選任）

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第19条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第20条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第21条（取締役会）

取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第22条（報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役および監査役会

第23条（員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第24条（選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第25条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第26条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第27条（監査役会）

監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第28条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

第29条（損害賠償責任の一部免除）

当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

第30条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第31条（剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第32条（自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第33条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

事業報告

(平成25年3月1日から
平成26年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の景気対策等により緩やかに回復しつつあるものの、個人消費におきましては、引き続き楽観できない状況で推移しました。

衣料小売業界におきましても、所得が伸びない中での物価上昇懸念などから、消費意欲は依然として低水準にとどまり、全般に低調に推移しました。

このような状況の中、当企業集団は業態の確立と出店の促進とを積極的に行うとともに、業態変更による既存店の活性化と不採算店舗の撤退とを推し進め、業容の拡大と経営効率の改善に努めてまいりました。

衣料事業におきましては、上記のような国内経済環境など、顧客の購買意欲が依然として低い水準にとどまっている中、積極的なブランドプロモーションを展開するとともに、52週MDの精緻化に努め、機動的な商品投入によって店頭商品の鮮度を向上させるなどしたほか、出店を90店舗行うなどした結果、売上高は前年比6.4%増加の78,970百万円となりました。

雑貨事業におきましては、知名度向上による旺盛な出店要請に呼応して31店舗出店するなどした結果、売上高は前年比15.5%増加の20,895百万円と、引き続き順調に拡大しました。

以上の結果、当連結会計年度における当企業集団の売上高は前年比8.2%増加の100,033百万円となりました。

利益面につきましては、52週MDの精緻化による在庫コントロールを推し進めましたものの、売上高総利益率は前年比1.8ポイント減少し、54.7%となりました。また、販売費及び一般管理費についても、出店に伴い賃借料が増加したことなどにより、売上高販売費及び一般管理費率は前年比0.3ポイント増加し48.7%となりました。これらの結果、営業利益は前年比20.9%減少の5,969百万円となり、経常利益は、前年比20.3%減少の6,013百万円となりました。特別損失は、当連結会計年度に50店舗を撤退し、8店舗を業態変更したことなどによる固定資産除却損340百万円を計上するとともに、減損損失422百万円を計上するなど、合計807百万円を計上しました。この結果、当期純利益は、前年比33.8%減少の2,910百万円となりました。

[企業集団の部門別売上高]

| 部門別 | 金額 (百万円) | 前年度比 (%) | 構成比 (%) |
|-------|-------------|-------------|------------|
| 衣料事業 | 78,970 | 106.4 | 78.9 |
| 雑貨事業 | 20,895 | 115.5 | 20.9 |
| その他事業 | 168 | 88.1 | 0.2 |
| 合計 | 100,033 | 108.2 | 100.0 |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における投資額は、2,695百万円であり、主として店舗設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当しました。

(4) 事業の譲渡等の状況

- ①事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ②他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
 - i 当社は、当社を存続会社、連結子会社である株式会社THREADを消滅会社として、平成25年3月1日付けにて株式会社THREADを吸収合併いたしました。
 - ii 当社の連結子会社である英・インターナショナル株式会社と、同社の完全子会社であり当社の連結子会社である株式会社ブランミューデイズとは、平成26年1月28日付けにて吸収合併を決議し、平成26年3月1日付けにて、英・インターナショナル株式会社を存続会社、株式会社ブランミューデイズを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。
- ④他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
 - i 当社は、当社の連結子会社である株式会社アッカ(同社は、休眠会社でありましたが、平成25年10月15日付けにて、ジェネラル株式会社に社名変更し、本社を東京都渋谷区に移転のうえ、衣料・雑貨事業を再開)に対し、平成26年1月31日付けにて10百万円を出資し、同社の株式を200株取得しました。
 - ii 当社は、株式会社クレセントスタッフに対し、平成25年5月23日付けにて16百万円を出資し、同社の株式を320株取得しました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別 | 第 3 9 期 (平成23年2月 期) | 第 4 0 期 (平成24年2月 期) | 第 4 1 期 (平成25年2月 期) | 第42期(当連結 会 計 年 度) (平成26年2月 期) |
|----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 77,395 | 85,360 | 92,479 | 100,033 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 6,838 | 7,848 | 7,542 | 6,013 |
| 当期純利益 (百万円) | 3,166 | 3,437 | 4,396 | 2,910 |
| 1株当たり 当期純利益 (円) | 287.88 | 156.27 | 199.86 | 132.31 |
| 総 資 産 (百万円) | 53,479 | 60,392 | 63,435 | 66,180 |
| 純 資 産 (百万円) | 26,432 | 29,259 | 31,624 | 33,231 |
| 1株当たり 純 資 産 額 (円) | 2,043.65 | 1,156.26 | 1,335.25 | 1,420.58 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 平成25年3月1日付けにて当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。
3. 第41期(前連結会計年度)より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。この適用により、連結貸借対照表日後に行った株式分割は、第40期の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 対処すべき課題

平成26年度におけるわが国の経済環境は、輸出環境の改善や各種経済対策の効果による国内景気の回復が期待されておりますが、雇用環境や個人所得は引き続き厳しい状況が見込まれるため、小売業界におきましても、今後も予断を許さない状況で推移するものと思われま

す。このような状況のもと、当企業集団は、①生産のグローバル化による高感度・高粗利益率商品の供給を推進することにより、価格訴求力と収益力とを同時に追求するとともに、②人員配置・店舗運営の効率化を推進し、経営資源の最適配置を図ります。さらに③顧客満足度（CS）向上のため全社的な運動を展開し、お客様のご支持をいただけるよう努めます。

また、当企業集団は、④「超一流になろう」をテーマに、パル単体で30以上、グループ全体では50にも及ぶブランドが、各々のコンセプトに応じたターゲットを設定し、売上・利益等の営業効率のさらなる向上はもとより、ブランドイメージやCSにおいても「超一流」になることを目標に、種々の施策を行います。

以上の施策を推進することで、当企業集団は、経営基盤の拡充を図り、安定的な成長を目指してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な子会社の状況（平成26年2月28日現在）

| 会社名 | 資本金（百万円） | 出資比率（%） | 主要な事業内容 |
|----------------|----------|----------------|----------------|
| 英・インターナショナル(株) | 30 | 100.0 | 婦人服の企画、小売 |
| ジェネラル(株) | 50 | 60.0 [30.0] | 衣料品・雑貨の企画、小売 |
| (株)P.M. フロンティア | 20 | 100.0 | 店舗開発情報収集、不動産管理 |
| (株)インヴォークモード | 30 | 100.0 | (休眠中) |
| (株)マグスタイル | 50 | 60.0 (40.0) | 生活雑貨等の企画、小売 |
| (株)ナイスクラップ | 768 | 62.1 | 衣料品等の企画、小売 |
| (株)クレセントスタッフ | 96 | 100.0 | 労働者派遣業、職業紹介 |
| (株)バレリー | 50 | 80.0 | 衣料品等の企画、小売 |
| (株)フリーゲート白浜 | 80 | 100.0 | ホテル経営 |
| (株)ブランミューデイズ | 50 | — (100.0) | 衣料品等の企画、小売 |

- (注) 1. 出資比率の()内の数字は、間接保有割合で外数であります。
2. 出資比率の[]内の数字は、当社の緊密な者の所有割合で外数であります。
3. 英・インターナショナル(株)とその完全子会社である(株)ブランミューデイズとは、平成26年1月28日付けにて合併を決議し、平成26年3月1日付けにて、英・インターナショナル(株)を存続会社、(株)ブランミューデイズを消滅会社とする吸収合併を実施し、同日付けにて、(株)ブランミューデイズは解散しました。
4. (株)アッカは、平成25年10月15日付けにて、ジェネラル(株)に社名変更し、本社を大阪市中央区から東京都渋谷区に移転し、業態を衣料品・雑貨の企画、小売に変更して事業を再開しました。また、平成26年1月31日付けにて、30百万円（うち、当社が10百万円及び当社代表取締役会長井上英隆氏が15百万円出資）を増資し、資本金を50百万円としました。
5. (株)インヴォークモードは、平成23年1月より、営業を休止しております。
6. (株)クレセントスタッフは、平成25年5月23日付けにて、16百万円（当社が全額を出資）を増資し、資本金を96百万円としました。
7. (株)フリーゲート白浜は、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める特例子会社であります。
8. 当社と(株)THREADは、平成25年3月1日付けにて、当社を存続会社、(株)THREADを消滅会社とする吸収合併を実施し、同日付けにて、(株)THREADは解散しました。
9. (株)ビーアップは、平成25年9月20日開催の株主総会にて解散決議し、平成25年12月5日付けにて清算終了しました。

(8) 主要な事業内容（平成26年2月28日現在）

当企業集団は、若年層の女性を対象とした衣料品の製造・販売（SPA形態）を主たる事業とし、この他に雑貨の販売事業及びその他の事業を展開しております。保有するブランドは以下に記載のとおりであり、都心の商業集積地や郊外の大型ショッピングセンター内のテナントとして出店しております。また、近時は、都心の繁華街において大型の独立店舗を開設し、ブランド力の強化・向上に努めております。

| 部 門 | 主なブランド又は業務内容(注) | 会社名 |
|-----------|--|-----------------|
| 衣 料 事 業 | ディスコート、ディスコートプティ、カプリ シュールレマージュ | (株)パル |
| | チャオパニック、チャオパニックティビー、 フーズフーギャラリー | |
| | ルイス、ドゥドゥ、ヴァニティ、シエト ワ、イアパピヨネ、ロベム | |
| | P GO、プロズヴェール、パルコレクション | |
| | ラシット、デイリーラシット、ウイムガゼッ ト | |
| | ガリヤルダガランテ、ピアズリー、ラウンジ ドレス、コラージュ | |
| | ミスティック、カスタネ、フーズフーチコ、 グースイー | |
| | パピヨネ、アシエンタ、ランズオブエデン、 パリンカ | |
| | バラク、ダチュラ、モンキーバイト | 英・インターナショナル(株) |
| | ワンアフターアナザーナイスクラブ、ナチ ュラルクチュール、ロリック | (株)ナイスクラブ |
| | ビュアルセシン、ウヴラージュクラス | |
| | リヴィイット | (株)バレリー |
| | アンディコール、リヴドロワ、ジェットラグ ドライブ | |
| デイライルノアール | (株)ブランミューデイズ | |
| 雑 貨 事 業 | 3 コインズ、コル、サリュ、ラティス、リヴ エタート、レシーニュ | (株)パル |
| | エヴリイヴェリイナイスクラブ | (株)ナイスクラブ |
| | クロワッサンクロワッサン、クイジーヌ・ハ ピッツ、パースデイ・パー、メッセージ・イ ンナ・ソープ | (株)マグスタイル |
| そ の 他 事 業 | (労働者派遣業、職業紹介) | (株)クレセントスタッフ |
| | (店舗開発情報収集、不動産管理) | (株)P. M. フロンティア |
| | (ホテル経営) | (株)フリーゲート白浜 |

(注) ()内の記載は、業務内容であります。

(9) 主要な事業所（平成26年2月28日現在）

① 本社及び事業所の状況

㈱パル

大阪本社 大阪市中央区北浜三丁目5番29号 日本生命淀屋橋ビル4階
東京本社 東京都渋谷区神宮前六丁目12番22号 秋田ビル4階
上海事務所 上海市長寧区仙霞路317号 遠東国際広場B棟2302

| | | |
|------|------|-------|
| 直営店舗 | 衣料部門 | 601店舗 |
| (連結) | 雑貨部門 | 163店舗 |
| | 合計 | 764店舗 |

② 子会社

| | | |
|---------------|---------|--------|
| 英・インターナショナル㈱ | (本社所在地) | 大阪市中央区 |
| ジェネラル㈱ | (本社所在地) | 東京都渋谷区 |
| ㈱P. M. フロンティア | (本社所在地) | 大阪市中央区 |
| ㈱インヴォークモード | (本社所在地) | 大阪市中央区 |
| ㈱マグスタイル | (本社所在地) | 東京都渋谷区 |
| ㈱ナイスクラブ | (本社所在地) | 東京都渋谷区 |
| ㈱クレセントスタッフ | (本社所在地) | 東京都港区 |
| ㈱バレリー | (本社所在地) | 大阪市中央区 |
| ㈱フリーゲート白浜 | (本社所在地) | 大阪市中央区 |
| ㈱ブランミューデイズ | (本社所在地) | 大阪市中央区 |

③ 主要な関連会社

| | | |
|-------------------------|---------|--------|
| NICECLAUP H. K. LTD. | (本社所在地) | 中国 香港 |
| RUSSET (H. K.) CO., LTD | (本社所在地) | 中国 香港 |
| ㈱クークロワッサン | (本社所在地) | 東京都中央区 |
| 上海奈伊茜商貿有限公司 | (本社所在地) | 中国 上海市 |

(注) NICECLAUP H. K. LTD. は、休眠中でありませぬ。

(10) 従業員の状況（平成26年2月28日現在）

① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末 比増減 |
|--------|-----------------|
| 2,422名 | 244名増 |

(注) 上記の他パートタイマー（アルバイトを含む）は、2,447名（年間平均8時間換算）です。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,845名 | 231名増 | 28.8歳 | 3.5年 |

(注) 上記の他パートタイマー（アルバイトを含む）は、2,078名（年間平均8時間換算）です。

(11) 主要な借入先の状況（平成26年2月28日現在）

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-----------------------|-------|
| (株) 三 井 住 友 銀 行 | 5,363 |
| (株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 2,813 |
| (株) み ず ほ 銀 行 | 1,084 |

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項（平成26年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 86,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,136,000株（うち自己株式1,139,898株）
- (3) 株主数 4,443名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|-----------|-------|
| | 株 | % |
| (株) スコッチ洋服店 | 7,035,460 | 31.99 |
| 井上隆太 | 2,146,668 | 9.76 |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) | 1,600,000 | 7.27 |
| 井上英代 | 920,992 | 4.19 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 (株) (信託口) | 714,400 | 3.25 |
| (株) 三井住友銀行 | 573,024 | 2.61 |
| (株) 三菱東京UFJ銀行 | 522,720 | 2.38 |
| 井上英隆 | 517,036 | 2.35 |
| 日本トラスティ・サービス信託 銀行(株) (信託口) | 438,800 | 1.99 |
| STATE STREET BANK CLIENT OMNIBUS OM04 | 333,872 | 1.52 |

- (注) 1. 当社は、自己株式(1,139,898株)を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式(1,139,898株)を控除して計算しております。
 3. 筆頭株主である(株)スコッチ洋服店（平成26年4月8日付けにて(株)Rスコッチに社名変更済み）は、本年4月8日を効力発生日として、同社を分割会社、(株)スコッチ洋服店を新設分割設立会社とする新設分割により、同社の所有する当社株式の全部を(株)スコッチ洋服店（新設分割設立会社）に承継しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、普通株式の売買単位を100株とするため、平成25年3月1日付けにて、当社普通株式1株につき2株の割合をもって分割するとともに、当社の普通株式に係る単元株式数を50株から100株に変更しました。なお、この株式の分割及び単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

なお、上記の株式分割及び単元株式数の変更に伴い、同日付けにて、発行可能株式総数及び発行済株式の総数は、それぞれ上記のとおり変更となっております。

3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年2月28日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|---|
| 代表取締役会長 | 井 上 英 隆 | 重要な兼職の状況 株式会社スコッチ洋服店（現 株式会社Rスコッチ）、英・インターナショナル株式会社及び株式会社ブランミューデイズの各々代表取締役社長、株式会社ナイスクラブ取締役会長、株式会社バレリー代表取締役会長 |
| 代表取締役社長 | 井 上 隆 太 | 業務推進本部長兼プロモーション推進室長 重要な兼職の状況 株式会社ナイスクラブ取締役 |
| 取 締 役 | 松 尾 勇 | 執行役員副社長、兼店舗開発本部長 重要な兼職の状況 株式会社P.M. フロンティア代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 有 光 靖 治 | 執行役員副社長、兼内部監査室長、兼管理本部管掌 |
| 取 締 役 | 小 路 順 一 | 専務執行役員、兼営業本部長、兼第六事業部長 重要な兼職の状況 株式会社ナイスクラブ及び株式会社マグスタイルの各々代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 大 谷 和 正 | 専務執行役員、兼GMD、兼開発事業部長 |
| 取 締 役 | 樋 口 久 幸 | |
| 常 勤 監 査 役 | 嶋 尾 博 光 | |
| 監 査 役 | 若 杉 洋 一 | 重要な兼職の状況 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所社員） |
| 監 査 役 | 森 本 憲 昭 | |

- (注) 1. 当事業年度中の役員に関する異動
- i 松尾勇氏及び有光靖治氏は、共に取締役副社長でしたが、平成25年5月29日開催の第41回定時株主総会の決議を経て再任され、共に取締役兼執行役員副社長に就任しました。また、小路順一氏及び大谷和正氏は、共に専務取締役でしたが、同様に同株主総会の決議を経て再任され、共に取締役兼専務執行役員に就任しました。
 - ii 平成25年5月29日付けにて開催された第41回定時株主総会終結の時をもって、児島宏文氏、田淵孝彦氏、宇都宮幸雄氏、木田和彦氏、山崎修氏、杉本哲夫氏、猪本一幸氏及び為田招志氏は、取締役を退任しました。また、退任取締役のうち、児島宏文氏、田淵孝彦氏、宇都宮幸雄氏及び山崎修氏は、常務執行役員に、木田和彦氏、猪本一幸氏及び為田招志氏は、執行役員に、それぞれ退任と同時に就任しました。
 - iii 小路順一氏は、平成25年10月15日付けにて、㈱アッカ（同日付けにてジェネラル㈱に社名変更済み）の代表取締役を辞任しました。
 - iv 小路順一氏は、平成25年9月1日付けにて、組織変更により創設された第六事業部長の職を兼務しました。
 - v 嶋尾博光氏は、平成25年5月29日付けにて、常勤監査役に就任しました。
 - vi 岡本好正氏は、平成25年5月29日付けにて、常勤監査役（社外）を辞任しました。
2. 井上英隆氏を代表取締役社長とする㈱スコッチ洋服店は、平成26年4月8日付けにて、㈱Rスコッチに社名変更するとともに、同日を効力発生日として、同社を分割会社、㈱スコッチ洋服店を新設分割設立会社とする新設分割を実施し、㈱スコッチ洋服店（新設分割設立会社）の代表取締役には、同日付けにて井上英隆氏が就任しました。
3. 井上隆太氏は、平成26年3月1日付けのプロモーション推進本部の発足に伴い、井上隆太氏が兼務しておりましたプロモーション推進室長の職を退きました。
4. 英・インターナショナル㈱とその完全子会社である㈱ブランミューデイズとは、平成26年1月28日付けにて合併を決議し、平成26年3月1日付けにて、英・インターナショナル㈱を存続会社、㈱ブランミューデイズを消滅会社とする吸収合併を実施し、同日付けにて、㈱ブランミューデイズは解散しました。
5. 樋口久幸氏は社外取締役であります。
6. 若杉洋一氏及び森本憲昭氏は社外監査役であります。
7. i 常勤監査役嶋尾博光氏は、銀行業務に精通し、会社経営を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ii 監査役若杉洋一氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- iii 監査役森本憲昭氏は、長年に亘り、当社が属する業界において会社経営を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 社外取締役の樋口久幸氏並びに社外監査役の森本憲昭氏は、金融商品取引所（株式会社東京証券取引所）の定めに基づき届け出た独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

| 区 分 | 報酬等の額 | 支給員数 |
|-------|--------|------|
| 取 締 役 | 480百万円 | 15人 |
| 監 査 役 | 20百万円 | 4人 |

- (注) 1. 役員報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）は、取締役分が年額10億円以内、監査役分が年額1億円以内であります。
2. 上記には、平成25年5月29日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役8名及び監査役1名が含まれております。
3. 支給額には、次の金額を含めて記載しております。
- i 当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額233百万円（取締役7名に対し、229百万円、監査役3名に対し、3百万円）
 - ii 当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額3百万円（取締役6名に対し、3百万円）
4. 上記支給額のほか、第41期定時株主総会に基づき、役員退職慰労金を退任取締役5名に9百万円支給しています。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況等（平成26年2月28日現在）

i 重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 兼職先 | 兼職内容 | 当該他の法人等との関係 |
|-----|------|-------------------|------|---------------------------------------|
| 監査役 | 若杉洋一 | 弁護士法人 大江橋法律事務所 | 社員 | 当社は弁護士法人大江橋法律事務所から継続的に法的サービスを受けております。 |

ii 当社又は当社の特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況

i 社外取締役の取締役会への出席の状況並びに発言の状況

| 氏名 | 出席の状況 (出席回数) | 発言の状況 |
|------|-----------------|---|
| 樋口久幸 | 13回 | 左記のほか、役員連絡会等重要会議に出席し、適宜、議案審議に必要な意見を述べております。 |

ii 社外監査役の取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

| 氏名 | 出席の状況 (出席回数) | 発言の状況 |
|------|-----------------|---|
| 若杉洋一 | 取締役会13回 | 左記のほか、役員連絡会等重要会議に出席し、適宜、議案審議に必要な意見を述べております。 |
| | 監査役会14回 | |
| 森本憲昭 | 取締役会13回 | 左記のほか、役員連絡会等重要会議に出席し、適宜、議案審議に必要な意見を述べております。 |
| | 監査役会14回 | |

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は14回であります。

③社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④社外役員の報酬等の総額等

前記(2)の合計（支給額、員数）の内訳としての社外役員の報酬等の総額等

| 区分 | 報酬等の総額 | 支給員数 | 当社の子会社から 受けた役員報酬等の総額 |
|------------------|--------|------|-------------------------|
| 社外役員の 報酬等の総額等 | 20百万円 | 4人 | 該当事項はありません。 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 37百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務調査等の業務について対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の会計監査人においてその職務遂行に関する公正さの確保ができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には解任又は不再任とします。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 株式会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役及び執行役員の職務執行に関するコンプライアンスを確保するための体制の整備

i コーポレートガバナンス

- (a) 取締役会は、月1回の定時開催のほか、必要に応じて適宜臨時に開催され、適法・適正に経営に関する重要事項の決定及び取締役の職務執行を監督しています。当社の経営方針及び経営戦略に関わる全社的な重要事項については、週1回開催される代表取締役の諮問機関である経営企画委員会や定例取締役会開催週を除き週1回開催される監査役が出席する役員連絡会にて議論を行い、その審議を経て執行決定を行う等、客観性を確保しております。
- (b) 当社は、取締役会の意思決定機能を強化するため、業務執行機能の一部を分離し、執行役員制度を導入しております。
- (c) 取締役会又は代表取締役は、内部牽制と効率性の観点から、業務分掌規程、職務権限規程の他、取締役及び執行役員の責任や執行に関する規程・仕組みを不断に点検し、必要に応じて適宜見直しております。
- (d) 監査役は、取締役会、役員連絡会、その他の重要会議への出席は保障されており、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人、内部監査室、コンプライアンス所管部などと連携して、監査役規程及び監査役監査基準に則り、取締役等の職務執行の監査を実施しております。また、当社の予兆管理の一助として、監査役が、役員連絡会や取締役会において、コンプライアンスに関する他社事例等を報告して、啓発に努めています。

- ii 代表取締役等は、経理規程や会計基準その他関連諸法令を遵守させ財務報告の適正性を確保するため、会議での指示、訓辞等常に必要な意識付けを行っております。また、各業務における取引の発生から、会計システムを通じて計算書類が作成されるプロセスの中で、一般的に虚偽記載や誤りが生じやすい要点をチェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部牽制システムその他のシステムの整備・維持に努めています。
- iii 適時・適切な情報開示を果たすため、開示判断機関を含む開示手続を見直し・整備し、経営の透明性に努めています。

②従業員の職務執行に関するコンプライアンスを確保するための体制の整備

- i 当社は、当社グループ全体の企業行動憲章を策定し、倫理綱領である従業員行動規範とともに、子会社及び関連会社を含む役員全員への浸透を図っております。
- ii コンプライアンスマニュアルを制定した他、定期的に若しくは必要に応じて適宜に、コンプライアンス教育・啓発に努めるとともに、法令遵守上疑義ある行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときに、直接通報を行うことができるように、内部通報ホットライン制度（内部通報制度）のほか監査役への直接報告手段を確保し、匿名性等の条件整備に努め、その周知徹底を図っています。
- iii 業務執行部門から独立した社長直属の内部監査機関として、内部監査室を設置し、内部監査年次計画などに関しては、監査役とも連携体制の強化を図りつつ、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めています。

③適切なリスク管理のための体制の整備

- i 当社は、子会社等を含む業務執行に係る主なリスクとして、以下のリスクの存在を認識・共有化の上、代表取締役以下、当社グループ全体のリスク管理及び個別のリスク管理に努めています。
 - (ア) 市場リスク：他社他業態競合、在庫保有、商品企画開発・仕入等
 - (イ) 信用・投資リスク：店舗展開、商品品質、個人情報漏洩等
 - (ウ) 災害他リスク：ITシステム障害、地震等自然災害等
- ii 不測の事態・リスクが発生した場合、若しくは発生することが予見される場合には、リスクの内容及び程度等に応じて、社長又は担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織する等、迅速な対応を行い、損害の拡大防止・極小化のために最適な体制を整えます。

④取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

- i 取締役会、代表取締役は、それぞれ文書管理規程に従い、株主総会議事録や取締役会議事録等の法定文書の他、役員連絡会議事録や稟議書等の取締役等の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）について、関連資料とともに、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で、その重要度に応じて最低10年以上、保存・管理することとしています。
- ii 取締役等、監査役は、いつでも、前項の文書を閲覧できることを保障しています。

⑤取締役等の職務の効率性を確保するための体制の整備

- i 当社は、代表取締役の指揮のもと、急激な環境変化に対応して迅速に会社業務の執行をするため、執行役員制度を導入しております。
- ii 取締役会は、年度計画や中期経営計画を策定し、当該計画に基づく各執行ラインの活動を、その進捗状況に関する実績報告を通して、定期的にチェックし、経営計画をマネジメントしています。
- iii 取締役等の責任や執行手続等に関して、合理的かつ特定の者に権限が集中しないよう業務分掌規程、職務権限規程を定め、かつ不断に見直しをしている他、取締役等の所管する各部門間の有効な連携の確保のため、現行の役員連絡会を有効に活用し業務執行をマネジメントしています。

⑥当社企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備

- i 当社グループ内の取引は、妥当性・公正の確保に努めるとともに、子会社等の経営管理については、関連会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度により行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うこととしています。また、子会社の監査は、当社の内部監査室が行います。
- ii 一部の規模が大きい有力子会社については、当社監査役と当該子会社監査役との間で定例協議会を設置するなど、当社監査役及び内部監査室と子会社等における監査役及び内部監査部門との連携体制の強化に努めています。
- iii 各子会社等は、当社からの経営管理・指導内容、又は当社との間の取引・会計処理が、コンプライアンス上問題があると認めた場合や自社において、コンプライアンスやリスクに関する重要な事象が発生若しくは発生が予見される場合には、内容に応じて、速やかに、当社の内部監査室など関係各部室に直接報告するものとし、当該報告を受けた部室は、当社の場合に準じた対応をする一方で、監査役にも、遅滞無く報告を行うこととしております。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項（使用人の取締役等からの独立性に関する事項を含む）の整備
- i 監査役の職務を補助するため、必要な場合には、監査役補助者を1名配置し、又は監査役は内部監査室の使用人に対し、監査業務に係る事項を命ずることができるものとしています。
 - ii 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職の兼務は禁止し、取締役等の指示命令に服さないものとし、その人事考課については監査役が行い、これらの者の異動、懲戒、処遇については監査役の同意を得なければならないものとしています。また、監査業務事項を命ぜられた内部監査室の使用人については、監査役の命令に関しては、監査役補助者に準じた扱いをするものとしています。
- ⑧監査役への報告に関する体制の整備
- i 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは当該事象を速やかに報告しなければならないものとしています。
 - ii また、監査役はいつでも、取締役等及び従業員に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役等及び従業員は速やかに報告を行わなければならないものとしています。
 - iii 内部監査室、コンプライアンス所管部等から監査役に対し、担当業務の状況及び内部通報ホットライン制度による通報の状況について、毎月報告しております。
- ⑨その他監査役の監査の実効性を確保するための体制の整備
- i 監査役が、会計監査人を監督し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けることを保障するとともに、取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の事前承認を要することを保障しています。
 - ii 監査役が弁護士などの外部専門家の助言を受ける機会などは保障されています。
 - iii 監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を設定しております。
 - iv 監査役による監査の実効性を確保するため、監査役の過半数は、業務の適正化に必要な知識と経験を有し、かつ会社及び取締役等から独立性を有する社外監査役としています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社では、従来から、反社会的勢力とは一切の接触を持たず、反社会的勢力には毅然とした対応をすることを基本方針とし、総務部が、弁護士・警察等と緊密に連携を取りつつ対応する体制をとっております。

その方針及び取組姿勢は、企業行動憲章、パル従業員行動規範、マニュアル等に記載し、全役職員に対し、周知徹底を図っております。また、総務部を窓口として、警察、企業防衛対策協議会等と反社会的勢力に関する情報の交換を行い、必要な情報は、イントラネット掲載、朝礼その他の会議体での連絡等を通じて、全役職員に対し、周知徹底を図っております。

その他に、当社の所定契約書には全て暴排条項を明記するとともに、契約締結手続に関する社内のルールについても改定し、反社会的勢力の排除に向けた体制整備を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。買収防衛策についても、現時点では、特に導入しておりませんが、企業価値を損なうような買収に対応するため、弁護士等専門家のアドバイスを受けつつ、社内で株式会社の支配に関する基本方針についての検討を重ねていく所存であります。

(4) 株式会社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社取締役会は、業績に対応した配当を行うことを基本とし、併せて安定的な配当の維持継続に留意するとともに、企業体質の一層の強化と今後の積極的な事業展開に備えて内部留保の充実も勘案して剰余金の配当を決定しております。この配当方針に基づき、平成25年3月1日付にて、当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことを踏まえ、当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株当たり50円（前事業年度の期末配当は普通株式1株当たり100円）としました。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実行するため、会社法第165条第2項の規定による当社定款の定めに基づき決定しております。

連結貸借対照表

(平成26年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 44,340 | 流動負債 | 21,861 |
| 現金及び預金 | 33,044 | 支払手形及び買掛金 | 11,455 |
| 受取手形及び売掛金 | 4,146 | 短期借入金 | 782 |
| 商品 | 5,955 | 1年内返済予定の長期借入金 | 2,849 |
| 原材料及び貯蔵品 | 6 | 未払費用 | 1,629 |
| 繰延税金資産 | 489 | 未払法人税等 | 1,008 |
| その他 | 744 | 賞与引当金 | 955 |
| 貸倒引当金 | △46 | 役員賞与引当金 | 233 |
| 固定資産 | 21,839 | 返品調整引当金 | 0 |
| 有形固定資産 | 8,053 | その他 | 2,946 |
| 建物及び構築物 | 6,116 | 固定負債 | 11,087 |
| 機械装置及び運搬具 | 4 | 長期借入金 | 5,628 |
| 土地 | 763 | 退職給付引当金 | 629 |
| リース資産 | 1,076 | 役員退職慰労引当金 | 112 |
| その他 | 92 | 長期未払金 | 2,546 |
| 無形固定資産 | 61 | リース債務 | 829 |
| その他 | 61 | 資産除去債務 | 1,264 |
| 投資その他の資産 | 13,724 | 負ののれん | 9 |
| 投資有価証券 | 955 | 繰延税金負債 | 13 |
| 差入保証金 | 11,801 | その他 | 53 |
| 繰延税金資産 | 464 | 負債合計 | 32,949 |
| その他 | 621 | 純資産の部 | |
| 貸倒引当金 | △118 | 科 目 | 金 額 |
| | | 株主資本 | 30,986 |
| | | 資本金 | 3,181 |
| | | 資本剰余金 | 3,379 |
| | | 利益剰余金 | 25,571 |
| | | 自己株式 | △1,145 |
| | | その他の包括利益累計額 | 260 |
| | | 計 | |
| | | その他有価証券評価差額金 | 254 |
| | | 為替換算調整勘定 | 5 |
| | | 少数株主持分 | 1,984 |
| | | 純資産合計 | 33,231 |
| 資産合計 | 66,180 | 負債・純資産合計 | 66,180 |

連結損益計算書

(平成25年3月1日から
平成26年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|----------------|-------|---------|
| 売上高 | | 100,033 |
| 売上原価 | | 45,322 |
| 売上総利益 | | 54,710 |
| 販売費及び一般管理費 | | 48,741 |
| 営業利益 | | 5,969 |
| 営業外収益 | | 231 |
| 受取利息 | 9 | |
| 受取賃貸料 | 21 | |
| 負のれん償却額 | 32 | |
| 為替差益 | 110 | |
| その他 | 57 | |
| 営業外費用 | | 187 |
| 支払利息 | 109 | |
| 持分法による投資損失 | 30 | |
| 投資事業組合運用損 | 4 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 30 | |
| その他 | 11 | |
| 経常利益 | | 6,013 |
| 特別損失 | | 807 |
| 固定資産除却損 | 340 | |
| リース解約損 | 12 | |
| 減損損失 | 422 | |
| 関係会社株式評価損 | 29 | |
| その他 | 1 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 5,206 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,553 | |
| 法人税等調整額 | △9 | 2,543 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 2,662 |
| 少数株主損失 | | 247 |
| 当期純利益 | | 2,910 |

連結株主資本等変動計算書

(平成25年3月1日から
平成26年2月28日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-----------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 3,181 | 3,379 | 23,760 | △1,143 | 29,177 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △1,099 | | △1,099 |
| 当 期 純 利 益 | | | 2,910 | | 2,910 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | 1,810 | △1 | 1,808 |
| 当 期 末 残 高 | 3,181 | 3,379 | 25,571 | △1,145 | 30,986 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 少数株主 持 分 | 純資産合 計 |
|-----------------------------|-------------------------------|---------------|--------------------|---------------------------------|-------------|-----------|
| | その他有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰延ヘッ ジ 損 益 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | その他の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 149 | 42 | 1 | 193 | 2,253 | 31,624 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △1,099 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 2,910 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目 の 当期変動額（純額） | 105 | △42 | 4 | 67 | △268 | △201 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 105 | △42 | 4 | 67 | △268 | 1,607 |
| 当 期 末 残 高 | 254 | - | 5 | 260 | 1,984 | 33,231 |

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

英・インターナショナル(株)

ジェネラル(株)

(株)P. M. フロンティア

(株)インヴォークモード

(株)マグスタイル

(株)ナイスクラブ

(株)クレセントスタッフ

(株)バレリー

(株)ブランミューデイズ

- (注) 1. (株)THREADは、当社が平成25年3月1日付けで吸収合併いたしました。
2. (株)ピーアップは、平成25年12月5日に清算結了いたしました。
3. (株)アッカは、平成25年10月15日付けでジェネラル(株)に社名を変更いたしました。

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

(株)フリーゲート白浜

- (注) (株)フリーゲート白浜は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数及び名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した関連会社の名称

NICECLAUP H. K. LTD.

RUSSET (H. K.) CO., LTD

(株)タークロワッサン

上海奈伊茜商貿有限公司

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

(株)フリーゲート白浜

(有)リミックス

- (注) (株)フリーゲート白浜及び(有)リミックスは、共に当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社は決算日が相違しておりますが、RUSSET (H. K.) CO., LTD以外の会社は、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、RUSSET (H. K.) CO., LTDは、12月31日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)クレセントスタッフの決算日は12月31日、また、(株)マグスタイル及び(株)ナイスクラブの決算日は1月31日であり、連結決算日と一致していません。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

i 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ii 時価のないもの

投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資については、当該投資事業有限責任組合及びこれに類する組合の直近の決算書の当社持分割合で評価、その他については移動平均法による原価法

②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

③たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④返品調整引当金

販売した製品の返品による損失に備えるため、法人税法の繰入限度額相当額を計上しております。

⑤退職給付引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により発生した連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥役員退職慰労引当金

役員退職に備え、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約については、繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|---------|
| 為替予約 | 外貨建予定取引 |

③ヘッジ方針

主に商品の輸入取引にかかる為替の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用することとしており、3年を超える長期契約は行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して為替変動が相殺されていることを確認することにより、有効性の評価を行っております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ24百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,504百万円
- (2) 担保に供している資産
- | | |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 54百万円 |
| 土地 | 608百万円 |
| 差入保証金 | 7,993百万円 |
- 上記に対応する債務
- | | |
|---------------|----------|
| 長期借入金 | 5,628百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,849百万円 |
| 短期借入金 | 62百万円 |
- (3) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 23,136,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 平成25年5月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,099百万円 | 100円 | 平成25年2月28日 | 平成25年5月30日 |

②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------|--------------|----------------|----------------|
| 平成26年5月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,099百万円 | 50円 | 平成26年 2月28日 | 平成26年 5月29日 |

(注) 平成25年3月1日付けにて当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(4) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、必要資金については概ね自己資金を充てておりますが、一部銀行借入により調達しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じ取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券は、取引先企業及び関連企業の株式、投資事業有限責任組合への出資金及び投資ファンド等であり、それぞれ投資先の事業リスク及び為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先企業、関連企業及び投資事業有限責任組合等については定期的に財務状況を把握しており、投資ファンドについては随時市場価格の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の出店による賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結に際し差入先の信用状況を把握するとともに、信用状態が危惧される状況になった際には、速やかに回収を図ることに努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日となっております。

借入金は、全て銀行よりの借入金であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、市場金利の動向に注視し銀行との交渉にあっております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------|----------------------|----------|----------|
| ①現金及び預金 | 33,044 | 33,044 | — |
| ②受取手形及び売掛金 | 4,146 | 4,146 | — |
| ③投資有価証券 | 762 | 762 | — |
| ④差入保証金 | 11,801 | 11,357 | △444 |
| 資産計 | 49,754 | 49,310 | △444 |
| ①支払手形及び買掛金 | 11,455 | 11,455 | — |
| ②短期借入金 | 782 | 782 | — |
| ③長期借入金 | 8,478 | 8,478 | — |
| ④長期未払金 | 3,825 | 3,631 | △193 |
| 負債計 | 24,542 | 24,348 | △193 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

i ①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ii ③投資有価証券

市場価格または取引先金融機関から提示された価格を時価としております。

iii ④差入保証金

差入保証金の時価については、信用リスクが僅少であるため回収予定価額を回収見積り期間に対応する安全債券の利率で割引いて算出する方法によっております。

負債

i ①支払手形及び買掛金、②短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ii ③長期借入金、④長期未払金

これらの時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入または割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してあります。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分 | 連結貸借対照表 計上額(百万円) | 備 考 |
|-----------|---------------------|--|
| 非上場株式 | 120 | 左記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、資産「③投資有価証券」には含めておりません。 |
| 投資事業組合出資金 | 72 | |
| 役員退職慰労金 | 9 | 左記については、支給時期が特定されていないことから、負債「④長期未払金」には含めておりません。 |

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 1,420円58銭
(2) 1株当たり当期純利益 132円31銭

(注) 平成25年3月1日付けにて当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|--------|-----------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 37,585 | 流動負債 | 18,810 |
| 現金及び預金 | 28,181 | 支払手形 | 2,077 |
| 売掛金 | 3,124 | 買掛金 | 8,179 |
| 商品 | 5,132 | 1年内返済予定の長期借入金 | 2,675 |
| 前渡金 | 136 | 未払金 | 639 |
| 前払費用 | 224 | 1年内支払予定の長期未払金 | 1,161 |
| 繰延税金資産 | 466 | 未払費用 | 1,430 |
| その他貸倒引当金 | 350 | リース債務 | 356 |
| 固定資産 | 20,841 | 未払法人税等 | 950 |
| 有形固定資産 | 7,344 | 未払消費税等 | 169 |
| 建物 | 5,357 | 預り金 | 35 |
| 車両運搬具 | 4 | 賞与引当金 | 871 |
| 工具、器具及び備品 | 10 | 役員賞与引当金 | 233 |
| 土地 | 943 | 資産除去債務 | 20 |
| リース資産 | 1,027 | その他 | 10 |
| 無形固定資産 | 29 | 固定負債 | 9,952 |
| 商標権 | 0 | 長期借入金 | 5,426 |
| 電話加入権 | 17 | 退職給付引当金 | 337 |
| リース資産 | 11 | 役員退職慰労引当金 | 112 |
| 投資その他の資産 | 13,467 | 長期未払金 | 2,249 |
| 投資有価証券 | 772 | リース債務 | 788 |
| 関係会社株式 | 1,944 | 資産除去債務 | 984 |
| 長期前払費用 | 281 | その他 | 53 |
| 差入保証金 | 9,854 | 負債合計 | 28,762 |
| 繰延税金資産 | 491 | 純資産の部 | |
| その他貸倒引当金 | 79 | 科目 | 金額 |
| | △52 | 株主資本 | 29,403 |
| | | 資本金 | 3,181 |
| | | 資本剰余金 | 3,379 |
| | | 資本準備金 | 3,379 |
| | | その他資本剰余金 | 0 |
| | | 利益剰余金 | 23,988 |
| | | 利益準備金 | 21 |
| | | その他利益剰余金 | 23,967 |
| | | 別途積立金 | 12,600 |
| | | 繰越利益剰余金 | 11,367 |
| | | 自己株式 | △1,145 |
| | | 評価・換算差額 | 259 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 259 |
| 資産合計 | 58,426 | 純資産合計 | 29,663 |
| | | 負債・純資産合計 | 58,426 |

損 益 計 算 書

(平成25年3月1日から
平成26年2月28日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高 | | 82,280 |
| 売 上 原 価 | | 36,763 |
| 売 上 総 利 益 | | 45,516 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 39,169 |
| 営 業 利 益 | | 6,347 |
| 営 業 外 収 益 | | 216 |
| 受 取 利 息 | 6 | |
| 受 取 配 当 金 | 54 | |
| 受 取 貸 料 | 20 | |
| 為 替 差 益 | 105 | |
| そ の 他 | 29 | |
| 営 業 外 費 用 | | 128 |
| 支 払 利 息 | 89 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 30 | |
| そ の 他 | 9 | |
| 経 常 利 益 | | 6,435 |
| 特 別 損 失 | | 561 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 229 | |
| リ ー ス 解 約 損 | 9 | |
| 減 損 損 失 | 292 | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 29 | |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 5,873 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,465 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 40 | 2,505 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,368 |

株主資本等変動計算書

(平成25年3月1日から
平成26年2月28日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---------|-----------|-----------------|-------------|---------|-----------------|-----------|-----------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資 本 準 備 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 計 | 利 益 準 備 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 計 |
| | | | | | | 別 途 積 立 | 繰 越 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | |
| 当 期 首 残 高 | 3,181 | 3,379 | 0 | 3,379 | 21 | 12,600 | 9,098 | 21,719 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △1,099 | △1,099 | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | 3,368 | 3,368 | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | | | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | - | - | - | - | 2,269 | 2,269 | |
| 当 期 末 残 高 | 3,181 | 3,379 | 0 | 3,379 | 21 | 12,600 | 11,367 | 23,988 | |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------------|---------|-------------|------------------------|---------------|---------------------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | △1,143 | 27,136 | 159 | 42 | 201 | 27,338 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △1,099 | | | | △1,099 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,368 | | | | 3,368 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △1 | △1 | | | | △1 |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | 100 | △42 | 58 | 58 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △1 | 2,267 | 100 | △42 | 58 | 2,325 |
| 当 期 末 残 高 | △1,145 | 29,403 | 259 | - | 259 | 29,663 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
 - ③ その他有価証券
 - i 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ii 時価のないもの
移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (4) 固定資産の減価償却方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職に備え、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

為替予約については、繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|---------|---------|
| 為替予約 | 外貨建予定取引 |

③ヘッジ方針

主に商品の輸入取引にかかる為替の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用することとしており、3年を超える長期契約は行わない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して為替変動が相殺されていることを確認することにより、有効性の評価を行っております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ7百万円増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

| | |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 290百万円 |
| 短期金銭債務 | 14百万円 |
| 長期金銭債務 | 28百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,967百万円

(3) 担保に供している資産

| | |
|-------|----------|
| 建物 | 54百万円 |
| 土地 | 608百万円 |
| 差入保証金 | 7,722百万円 |

上記に対応する債務

| | |
|---------------|----------|
| 長期借入金 | 5,426百万円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,675百万円 |

(4) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(損益計算書に関する注記)

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|------------------|--------|
| 関係会社からの仕入高 | 22百万円 |
| 関係会社とのその他営業費用 | 142百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 56百万円 |
- (2) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 1,139,898株
- (2) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---------------------|---------------|
| 繰延税金資産(流動) | |
| 賞与引当金 | 271百万円 |
| 未払事業税 | 95百万円 |
| 法定福利費 | 41百万円 |
| 未払事業所税 | 18百万円 |
| 商品評価損 | 39百万円 |
| 繰延税金資産(流動)合計 | 466百万円 |
| 繰延税金負債(流動) | |
| | — |
| 繰延税金資産(流動)純額 | 466百万円 |
| 繰延税金資産(固定) | |
| 役員退職慰労引当金 | 39百万円 |
| 退職給付引当金 | 127百万円 |
| 減価償却費 | 16百万円 |
| 貸倒引当金 | 28百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 12百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 74百万円 |
| 減損損失 | 114百万円 |
| 資産除去債務 | 357百万円 |
| その他 | 28百万円 |
| 繰延税金資産(固定)合計 | 802百万円 |
| 繰延税金負債(固定) | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 167百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 143百万円 |
| 繰延税金負債(固定)合計 | 310百万円 |
| 繰延税金資産(固定)純額 | 491百万円 |

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 1,348円60銭
- (2) 1株当たり当期純利益 153円16銭
- (注) 平成25年3月1日付けにて当社普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年4月21日

株式会社パル
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 渡沼 照夫 ㊞
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 羽津 隆弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パルの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年4月21日

株式会社パル
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任
社員 公認会計士 渡沼 照夫 ㊞
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 羽津 隆弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パルの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年4月22日

株式会社 パル 監査役会
常勤監査役 嶋尾 博光 ㊟
監査役 若杉 洋一 ㊟
監査役 森本 憲昭 ㊟

(注) 監査役の若杉洋一及び森本憲昭は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上